

ローエイシア ニュースレター

No.39 (2020年8月)

日本ローエイシア友好協会

どうなる、香港の未来



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

〔香港とローエイシア〕

香港の民主主義が危機に瀕している。中国政府は2020年6月30日、習近平主席の署名をもって香港国家安全維持法（香港国安法）を公布し、翌7月1日から施行した。香港政府による、民主運動を指導した周庭女史の逮捕や、民主派の新聞アップル デイリー（りんご日報）への立入り捜査、創業者黎智英氏の逮捕などのマスコミへの露骨な介入が行われ、1997年以後50年続くはずだった一国二制度は、あっという間に中国が統治する一国一制度に変貌した感がある。

ローエイシアと香港の関係は深い。ローエイシアが創設されたのは1966年であるが、ソリシターの法律家団体であるLaw Society of Hong Kong、バリスターの法律家団体であるBar Association of Hong Kongは、いずれも原始メンバーである。もともとローエイシア設立を主導したのは、英国のEC加盟により英連邦からの離脱を余儀なくされた、アジア・太平洋地域の旧英連邦諸国の指導的法律家達だった経緯があり、英国の司法制度を受け継ぐ香港のローエイシア内の地位は高く、その堅牢な司法制度と、法律家の高い資質に対しては、加盟の法律団体から強い信頼があった。香港は、1989年（第11回大

会）、2007年（第20回大会）、2019年（第32回大会）と、3度にわたりローエイシア年次大会を招致している。私は、第11回大会、第20回大会には参加したが、昨年の第32回大会は、残念ながら参加できなかった。その間、香港のソリシターであるDonald Yap（1995-97）、Lester Huang（2009-11）の二人がローエイシア会長を務めている。Donald Yapは私の前任のローエイシア会長でもある。兩人とも私の親しい友人である。ちなみに、日本人の会長は、鈴木竹雄（1975-77）、小杉丈夫（1997-99）、鈴木五十三（2013-15）の3名、日本の年次大会招致は1975年、2003年、2017年の3回である。

香港が英国から中国に返還され、両国の協定により一国二制度が生れたのは、1997年のことだった。私は、丁度この年、マニラで開催された第15回ローエイシア年次大会において、ローエイシア会長に選ばれたのであった。偶々、ローエイシア大会と、香港の返還式との日程が重なり、私は、マニラのホテルのテレビで、香港総督府前広場で挙行された返還式典と、最後の香港総督パッテン卿が艦隊を率いて香港を去る様子を感じ深く見ていた。

返還前、事件で何回か香港裁判所の法廷を傍聴したことがあったが、裁判官もバリスターも、鬢に黒

の法服を着用し、裁判官は、法壇に判例集を積み上げて、時折それをめくりながら審理するという、正に英国の法廷そのままの情景だった。

〔中国の参加と香港〕

中華人民共和国（中国）が、中国法学会を代表として、ローエイシアに加盟したのは1985年のことだった。私は、ローエイシア事務局長David Geddesと共に北京を訪れ、中国法学会の加盟交渉に携わったのだった。

このように、ローエイシアの歴史の中では、中国は新参者だった。まして、法の支配、基本的人権擁護を理念とするローエイシアの中では、異質の存在だった。執行委員会、理事会の発言力も、当初は大きなものではなかった。しかし、当然のことながら、香港の下風に甘んじることを心良しとしておらず、その現状を覆そうと、色々なことを試みていた。1995年には、第14回ローエイシア年次大会を北京に招致し、開会式に江沢民国家主席が臨席するという、国威発揚の国家行事ともいえる盛大な会議を演出した。しかし、その一方では、北京大会でのスピーカーに予定されていた香港のジャーナリストの入国が拒否されるという出来事もあった。その2年後の1997年には、北京大会の余勢を駆って、香港出身のDonald Yap会長の後任として、中国人初のローエイシア会長を窺う動きもあったが、ローエイシア内の中国に対する警戒心は強く、日本人の私が会長に選ばれたのだった。私の会長就任の裏話でもある。

最近では、中国の経済力、殊に一带一路プロジェクトを梃子とした影響拡大の動きが目をはびく。2018年のシェムリアップ大会では、中国法学会は、一带一路をテーマとするセッションを主導的に開催し、また、ローエイシア内に一带一路小委員会も立上げた。私が驚いたのは、これまで、人権問題を念頭に、中国を冷やかに見ていたアジア諸外国の弁護士が、この弁護士の経済的利益を前面に出した戦略に、一気に引きつけられていく姿だった。

もとより、中国が経済発展に注力し、それを利用して、アジア地域の法律家の支持を拡大しようとするに、何も異議を差し挟むことはない。しかし、

人権や、民主主義の分野では、事情が異なる。中国は、近年、ローエイシア内で、基本理念であるRule of lawの訳語として、「法治主義」という語をあてて、自己の主張を正当化する行動に出ている。しかし、中国の「法治主義」は、秦以来の中国の伝統思想を引き継いだもので、その本質は「権力者が専制政治のために法律を利用すること（Rule by law）」であって、西欧社会で発展した法の支配（Rule of law）の理念とは全く異なる。ローエイシアは、このような中国との理念対立を抱えながら、対話を重ねつつ、前に進まなければならない状況に置かれている。

〔結語〕

このように、香港の情勢と、中国の動向には、長年注意を払っていたが、2014年の雨傘運動と呼ばれた香港の街中デモが、香港国安法の制定につながり、そして、それが即施行されて民主勢力の弾圧に結びつく事態になるとは、予想していなかった。

私は、個人的には、中国法学会とは、ローエイシア加盟交渉以来の長い付き合いがある。また、公益財団法人国際民商事法センターの理事として、中国国国家発展改革委員会との「日中民商事法セミナー」の実施にも、1996年以来24年間携っている。中国には、大勢の親しい友人がいるが、この香港国安法の問題に限っては、法律家として譲れないものがある、という思いを強くする。香港の法律家、市民を応援したい。ローエイシアとして、香港問題にどう対処するか。日本の法律家への期待は大きいし、また、どういう行動をとるか、ローエイシア地域全体から注視されていると思う。しかし、香港においても、過激派の行きすぎた活動には、市民の批判が強い。中国とのビジネスの拡大を望む香港経済界の治安維持の要望も大きいと聞いている。そういう中で、ローエイシア団体会員であるLaw Society of Hong Kong, Bar Association of Hong Kongは、ローエイシアに対して、何を期待し、どういうアクションを求めるであろうか。どちらかという、人権重視のBar Associationとビジネス重視のLaw Societyの立場は、必ずしも同じでない。執行委員会も、理事会も、難しい対応を迫られると思われる。

コロナ禍の下での国際交流を求めて

～ローエイシア2020年大会 ウェビナーシリーズの試み～



日本ローエイシア友好協会副会長
ローエイシア執行委員

鈴木 五十三

ウランバートル大会中止

本年9月7日から10日にかけてモンゴル ウランバートルで開催を予定されていたローエイシア第33回年次大会が中止となった。モンゴル弁護士会との共催であったがコロナ禍の世界的席卷とそれに伴う国境を跨いだ移動制限を考慮しての決定であった。

2017年に東京で盛大に開催された第30回大会の後、2018年シエムリアップでの第31回大会、昨年は、香港で第32回大会が開催された。香港大会は、香港ローソサイエティーとの共催で、「Harmonisation through synergy」を大会テーマとして行われた。毎奇数年にローエイシア大会と同時に開催されているアジア太平洋最高裁判所長官会議は、当時の香港の治安情勢を考慮して延期されたものの、600人に及ぶ実務弁護士が参加しての充実した会議であった。そして、今年は、開催地での直接交流が果たせないこととなった。

ローエイシア ウェビナーシリーズ

ローエイシアは、ウランバートル大会の中止を踏まえ、2020年の大会は、ウェビナーシリーズで行うこととした。シリーズは、9月10日から10月8日まで、9日間にわたり開催される9つのウェビナー会議として行われる。

登録は無料となっている。プログラムの大要は次のとおりである。

1. 9月10日 (木)
午後3時半 (日本時間, 以下同じ) ~ 4時 開会式 (挨拶・貴重報告)
午後4時~午後5時半 パーリーダーズ円卓会議 (パンデミック下の 弁護士会の課題 (各地弁護士会からの報告))
2. 9月15日 (火) 午後3時半~午後5時
「Alternate Dispute Resolution」(国際仲裁制度の再活性と専門家育成/普遍システムか多様なシステムか 仲裁手続・手続規則における標準実務とは何か, あるいは多様性こそ重要な特徴か?)
3. 9月17日 (木) 午後3時半~午後5時
「One belt and One road」(持続可能な発展と投資プロジェクトを目指して, 一帯一路とそこに位置する諸国の法律, 調停, 仲裁その他の基盤制度との連携をテーマとする)
4. 9月22日 (火) 午後3時半~午後5時
「Intellectual Property Law」(人工頭脳の発明と人工頭脳による発明についての法及びその発展についてをテーマとする。知財実務におけるコロナパンデミックとローエイシア地域での直面する課題も扱う)
5. 9月24日 (木) 午後3時半~午後5時
「Asia/Europe (FDI) (自由化が進展しグローバ

ルな大規模投資が行われるところ、直接投資に対する制約が各国政府により課せられている。それらの制約をテーマに、新規の制約、制約を支える原理、制約の恩恵、制約の撤廃とビジネスの促進などについて意見交換する)

6. 9月29日(火) 午後3時半～午後5時
「Employment Law」(コロナ・気候変動動などの外的要因によるビジネスの大きな変化に対応する雇用関係の在り方を巡って各国法制の比較分析をもとに意見交換する。労働契約の基礎概念としての、災害、目的不達成、冗長性、配置転換、病氣退職なども視野に入れる)
7. 10月1日(木) 午後3時半～午後5時
「Young Lawyers」(ヤングロイヤーの将来とその価値をコロナ後の第四次産業革命の時代の弁護士役割から考える)
8. 10月6日(火) 午後3時半～午後5時
「Antitrust/Competition Law」(コロナ禍で許される競争事業者間の情報交換とその範囲、共同行為の事前審査とロックダウン 競争法の適用制限 コロナ禍からのレッスン)
9. 10月8日(木) 午後3時半～午後5時
「Corporate Security/Investment」(パンデミックと会社のコンプライアンス；監査期限順守、取締役会、株主総会などロックダウンに起因するコンプライアンス問題をパネルで論じる)

ウェビナー会議への参加

今回のウェビナーシリーズの参加登録は無料とされており、興味に応じて時間とテーマを選び自由に参加することができる。スピーカー及びパネリストは各国の会員が英語を共通語として担当する。会議の参加を希望する場合は、ローエイシアの登録リンクでテーマ別に登録しておき(名前所属メールを登録)会議開始の際に、参加者のパソコンからZoomへのリンクをクリックすることで行われる。画像は、ホストと交信する参加者及びパネリストだけが表示される。参加者は、発言の時には挙手サイン又はチャットによるメッセージでホストに発言希望を表明し、ホストの承諾を得てQAを発信する。それまでは、

声、画像をミュートできる。会議中は、ホストの指示に服するが、スピーカーの発言やパネル討議にアクセスできるようになっている。

開催地専門会議

今回の試みに先立つローエイシアのニッチカンファレンスもコロナに対応するための対応を余儀なくされた。ネパール弁護士会・ネパール最高裁判所弁護士会との共催でカトマンズでの開催を予定されていた「ヒューマンライツロー」会議(第2回)は、当初の3月の予定が延期された後の7月4日の会議もキャンセルとなった。フィジーでの「パシフィック環境法」会議は、2020年4月から2021年4月23日24日に延期された。気候変動、パシフィックにおける海洋・海洋資源保護と国際的国内的活動がテーマとされている。“World Congress on Family Law and Children’s Rights”との共催でシンガポールで開催予定されていた「第8回家族法と子の権利に関する家族会議」も、2021年7月11日に延期となった。

国際会議の新しい姿

今回のウェビナーシリーズとそれに先立つ一連の開催地専門会議の中止は、コロナ禍という世界的事態を受けてのやむを得ない対応であった。しかし、「禍福はあざなえる縄のごとし」といわれるように、ウェビナー会議の広い利用が、国際交流に著しく有益な発展をもたらすことになった。第一にアクセス、第二にコスト、第三にレコードである。ウェビナーリンクへのクリック1つで、多数が同時に参加する会議に参加できることは、移動の時間を省き、関心テーマへの瞬時のアクセスを可能にした。そのため、移動と開催地滞在の費用もかからないこととなり、主催者側も会議の準備と運営に要する大部分のコストを削減できる。さらに、ウェビナーは、会議進行のほとんどすべての動画による記録も可能にしてその記録性も高めた。もちろん、ウェビナーの発展は国際会議発展の一ステップである。これらの利点には、必ず解決を迫られる新しい課題が伴っている。それでもなお、ここで開かれた新しい国際会議の持ち方は、ローエイシアの今後の発展を念頭に置くと、さらに法律家の一層の交流を願うとき、有益で有効な方法を提供しているものと思われる。まずは、ウェビナーシリーズの参加によって、このことを実感していただければ幸いです。

家族法部会草創期の活動について ～世界的潮流の視座から家族法制と実務を求めて～



前学習院大学東洋文化研究所客員研究員

若林昌子

家族法部会は、2021年には創設30周年を迎える。その誕生は、「児童の権利に関する条約」（1989年国連総会採択・1994年日本批准）と無縁ではない。この条約は当時の家族法関連の世界的動向を象徴し、その後の子どもの権利、家族法の流れを牽引し、その代表的流れとして1990年にはLAWASIA本部において家族法部会が創設された。野田愛子先生はこの世界的動向を真摯に受け止められ家族法部会創設を決意され、1991年1月21日の家族法部会設立総会開催に至るのである。

家族法部会創設当時のメンバーは、野田先生のお声かけにより、東京家庭裁判所裁判官、研究者である同参与員などが中心となった。特に、研究者である舩場準一教授、石川稔教授のご協力は、その後の家族法部会活動に決定的影響をもたらした。家族法部会草創期の代表的な活動として、世界的潮流の中で家族法を考えるコンセプトのもと、家族法と子どもの権利世界会議、LAWASIA大会、国際家族法学会等への組織的参加を上げることができる。

1993年7月、「第1回家族法と子どもの権利世界会議」は、オーストラリア法律家協会、LAWAISA、USA法律家協会、ユニセフの共催によりシドニーで開催された。家族法部会員を中心に日本からの参加者は30名を超えた。野田先生はオープニングセッションで「日本の家庭裁判所調査官制度について」報告され、参加国55か国の参加者750名に深い感銘を与えられた。5日間に52のセッションが行われ、家族法部会員など10名による各報告もなされた。その後の世界会議（第2回1997年・サンフランシスコ、

第3回2001年パース）にも、家族法部会員多数が参加し、その事前準備、事後報告などの研究会を重ねた。

家族法部会定例研究会は、家族法領域における法の支配、それを支えるあるべき家族法制を求めて、家族法理論と実務の架橋の機能を目指していた。定例研究会は創設以来年間原則3回開催され、各専門分野の第一人者である研究者の報告、弁護士・裁判官の家事事件実務関連の報告が行われた。例えば、石川稔教授の「子どもの人権条約」、岡部喜代子弁護士（前最高裁判事）の「女性に対する暴力の側面について」、池本寿美子裁判官の「児童の性的虐待と刑事責任について」、三木妙子教授の「欧州人権裁判所について」などであった。

家族法部会草創期の活動を振り返る機会をいただき、改めて、国際会議への積極的参加のもたらす効果を再確認できた。例えば、第1回世界会議で知り合ったオーストラリア弁護士John Brennan氏は、2003年LAWASIA東京大会家族法部会セッションにおいて、「Children's Wishes in Custody Proceedings」について報告され、野田先生亡きあとには墓参のために来日された。このように、国際会議は国際的人的交流による情報・意見交換の得難い機会である。今や、世界規模の情報が瞬時に氾濫する時代であるが、価値観の多様化、多元化のみでなく流動化の視座も求められる。混迷化の著しい厳しい時代であるからこそ、人類普遍の原理理念に基づく実効性を伴う家族法制、家族法実務が求められる。今後の家族法部会活動の更なる深化を期待したい。

最近の家族法部会の活動 (2015年7月～)

※講師の肩書は当時のもの

●2015年7月11日(土) 午後2時～午後5時

テーマ「離婚と子ども養育に関する合意形成支援－関係機関の連携」

講師 ①こども養育支援の取組み
能登啓元氏 明石市市民相談課長・弁護士
②こども養育支援への期待
榊原富士子氏 東京弁護士会・弁護士
③こども養育支援の課題
山口恵美子氏 F P I C 常務理事
④こども養育支援の提言
棚村政行氏 早稲田大学教授・弁護士

●2016年3月5日(土) 午後1時～午後5時

テーマ「ハーグ条約案件の実務上の運用について」

コーディネーター 大谷美紀子氏 弁護士
パネリスト 孫崎 馨氏 外務省ハーグ条約室長
石栗正子氏 東京家庭裁判所判事
大島真一氏 大阪家庭裁判所判事
須田洋平氏 弁護士
橘高真佐美氏 弁護士
早川真一郎氏 東京大学教授

●2016年7月16日(土) 午後2時～午後5時

テーマ「2016年6月香港会議のご報告」

講師 大谷美紀子氏 弁護士
(セッション2 モダンファミリー)
田邊 護氏 弁護士
(セッション5 アジア太平洋の家族法弁護士にとっての倫理の問題)
依田吉人氏 最高裁家庭局付
(セッション7 家庭裁判所裁判官フォーラム)

●2016年10月22日(土) 午後2時～午後5時

テーマ「成年後見制度と障害者権利条約の整合性」

講師 基調報告「オーストリア成年後見制度改革案の検討
－任意代理の活用の可能性－」

岡 孝氏 学習院大学教授
コメンテーター報告
日本の成年後見制度の展望と運用上の配慮等
赤沼康弘氏 弁護士
権利条約から見た日本の後見制度の問題、任意後見活用等
床谷文雄氏 大阪大学大学院教授・
岡氏報告へのコメント、権利条約と世界会議・日本の対応等
新井 誠氏 筑波大学教授

●2017年7月29日(土) 午後2時30分～午後4時30分

テーマ 家族法と子どもの権利条約
大谷美紀子先生の国連子どもの権利委員会委員ご就任記念講演会

講師 大谷美紀子氏 国連子どもの権利委員会委員・弁護士

●2018年3月10日(土) 午後2時～午後4時

テーマ「子どもの養育費の現状と改善のための具体的な方策について」

講師

「養育費をめぐる現状についてのご報告と昨年行われたローエイシア東京大会での議論の状況」

佐野みゆき氏 弁護士

「子どもの養育費確保のための法制度面から見た改善策」

棚村政行氏 早稲田大学教授

●2018年7月28日(土) 午後2時30分～午後5時

テーマ「特別養子縁組制度を考える」

講師「特別養子を考える－研究者の立場から」

棚村政行氏 早稲田大学教授

「特別養子を考える－実務家の立場から」

磯谷文明氏 弁護士

「児童相談所の現場から」コメント

影山 孝氏 東京都児童相談センター

「当事者の立場から」コメント

橘高真佐美氏 弁護士

●2018年10月6日(土) 午後2時～午後5時

テーマ ハーグ子奪取条約の運用状況と課題

講師 基調報告

「ラオス会議の報告、国内実施法の改正内容・運用状況を実務家の立場から」

芝池俊輝氏 弁護士

「ハーグ案件に関する大阪家裁の運用・ADRの運用状況等実務家の立場から」

黒田 愛氏 弁護士

「ハーグ条約に関する国際的な動向 研究者の立場から」

北田真理氏 杏林大学

(ディスカッション)

コーディネーター 棚村政行氏 早稲田大学教授

パネリスト 芝池俊輝氏、黒田 愛氏、北田真理氏

●2019年1月7日(月) 午後6時～午後8時15分

テーマ 国連子どもの権利委員報告

講師 大谷 美紀子氏 弁護士

●2019年7月6日(土) 午後1時～午後5時

テーマ 民間型ADRにおける子どもの代理人(F P I Cの事例報告)

～離婚紛争プロセスにおける子どもの当事者性の視座から

※家族法部会企画委員会拡大会議

講師 若林昌子氏

●2020年1月25日(土) 午後2時～午後5時15分

テーマ 嫡出推定・否認制度をめぐる理論・実務上の課題

講師「家裁実務の実情」

宇田川公輔氏 裁判官・最高裁判所事務総局家庭局

「弁護士の立場から」高橋 良氏 弁護士

「研究者の立場から」棚村政行氏 早稲田大学教授

(本稿の作成は、川見未華弁護士(家族法部会企画担当)によるものである。)

アジアビジネスローフォーラム研究会

「withコロナafterコロナと法」 のご案内

主催 アジアビジネスローフォーラム (A B L F)
共催 日本ローエイシア友好協会
国際民商事法センター
商事法務研究会

.....

コロナウィルスの影響は世界の経済や企業活動に深刻な影響を及ぼしています。アジア各国も例外ではなく、各国政府は「コロナ蔓延の防止と経済活動の維持」の難しい舵取りに苦慮していますが、一方で社会や企業は、在宅ワークの拡大、サプライチェーンの再構築、デジタルトランスフォーメーションの推進などコロナ問題に対応した変革の動きを見せています。今回の研究会では、アジア各国におけるコロナ問題への対応についてその法的課題も含め検討する予定です。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。是非ご予約おさください。

日時 2020年9月16日(水) 18時~20時

方法 Zoomを利用したウェブ会議方式

*参加申し込みをされた会員には研究会開始直前に配信用アドレスをご連絡いたします。

テーマ 「withコロナafterコロナと法」

モデレーター 上柳敏郎(弁護士)

講師 酒井邦彦(元法務省法務総合研修所長)

堀口佳秀(大成建設株式会社法務部部长(国際法務担当))

高谷知佐子(弁護士)

石田 龍(弁護士)

参加費 無料

定員 100名

申込方法・申込先

FAXまたはメールにて前日までにお申込下さい。

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10

公益社団法人商事法務研究会 担当 大久保

電話 03-5614-5637 FAX 03-5643-7186

Email ohkubo@shojihomu.or.jp

※A B L Fは、アジアと日本、官と民、世代間交流の3つの架け橋となることを目的として本年1月29日、日本ローエイシア友好協会が主導して発足した、あたらしいアジアビジネス法の研究会です。会長は小杉丈夫が務めています。

理事会及び第50回定時会員総会

日本ローエイシア友好協会（会長・小杉丈夫）の理事会及び第50回定時会員総会が、去る6月17日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事及び会員14名）

同理事会及び会員総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 2019年度事業報告及び収支決算案承認の件
- (2) 2020年度事業計画及び収支予算案承認の件
- (3) 役員改選及び選任の件（任期満了につき）
現理事及び監事全員再任
- (4) ローエイシア執行委員会報告の件
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大下におけるローエイシア本部活動への協力の件
- (6) アジアビジネスローフォーラム（ABL F）の活動の件
- (7) 家族法部会の活動の件
- (8) 今後の当協会の組織体制と活動について
- (9) ニューズレター発行の件



〈理事会及び会員総会の模様（6月17日、於 法曹会館）〉

- LAWASIA2020年大会（ウェビナーシリーズ）
2020年9月10日～10月8日
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（令和2年3月31日現在）

個人 A 会員	114	
個人 B 会員	50	
法人 A 会員	2	
法人 B 会員	12	（計 178）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	18,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（令和2年6月17日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官
	石川正	弁護士
	千種秀夫	日本法律家協会顧問
	中川英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好達	元最高裁判所長官
	柳田幸男	弁護士
	吉村徳重	九州大学名誉教授
会長	小杉丈夫	弁護士
副会長	鈴木五十三	弁護士
	小原正敏	弁護士
常任理事	酒井邦彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	内田晴康	弁護士
	神田秀樹	学習院大学法科大学院教授
	堀裕	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	上柳敏郎	弁護士
	姫野春一	事務局長
理事	大須賀寛之	最高裁判所事務総局秘書課長
	山内由光	法務省大臣官房審議官
	瀬戸毅	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	田中浩三	弁護士
	森伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
監事	青山善充	東京大学名誉教授

編集後記

世界的規模で影響の広がっている新型コロナウイルス禍のため、本年9月に開催が予定されていたリアル参加による第33回ウランバトル大会（モンゴル国）が中止となり、代わってWEBでのシリーズ開催となった。関係者のご努力の下で、日本からのスピーカーの募集がなされている。ウェビナーということもあり、日本をはじめLAWASIA加盟国の大勢の視聴者の参加のもと、有意義な議論がなされることが期待される場所である。

余談で恐縮ですが、最近ではZoom等のウェビナーの会合が利便性のため常態化する傾向にあります。当協会事務局を置く国際商事法研究所の会合関係もウェビナーで開催しております。

ささやかな体験ですが、従来のリアル開催と比較して感じるのは、最後に終了のキーを押した途端、瞬時に全てが終わり、リアル開催の時と違って終了後の視聴者同士の会話もなく何も余韻が残らない寂しさを常に感じるのは編集子のみでしょうか。そのたびに一層AI・IT化に馴染む体質改善に努めなければと反省しきり。（事務局長／姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp